

寄 附 行 為

財団法人 まちみらい千代田

財団法人まちみらい千代田寄附行為

目 次

第1章	総 則 (第1条~第4条)
第2章	財産及び会計 (第5条~第15条)
第3章	役 員 (第16条~第22条)
第4章	理 事 会 (第23条~第30条)
第5章	評 議 員 会 (第31条~第36条)
第6章	事 務 局 (第37条)
第7章	賛 助 会 員 (第38条)
第8章	寄附行為の変更及び解散 (第39条~第41条)
第9章	活動状況等の公開 (第42条)
第10章	補 則 (第43条)
附 則	

財団法人まちみらい千代田寄附行為

設立許可	昭和63年10月28日
変更認可	平成元年4月28日
変更認可	平成7年7月7日
変更認可	平成9年12月1日
変更認可	平成16年9月22日
変更認可	平成17年4月1日
変更認可	平成19年4月1日

第1章 総 則

[名 称]

第1条 この法人は、財団法人まちみらい千代田（以下「法人」という。）
と いう。

[事 務 所]

第2条 法人は、事務所を東京都千代田区神田錦町三丁目21番地に置く。

[目 的]

第3条 法人は、千代田区（以下「区」という。）における、まちづくり、産
業振興及びコミュニティの活性化（以下「まちづくり等」という。）に関連す
る事業を総合的に推進することにより、区民が心豊かに暮らすことができ
る
地域社会を構築することを目的とする。

[事 業]

第4条 法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり等のための調査、研究、情報提供及び計画立案
- (2) まちづくり等の普及啓発、相談及び誘導
- (3) 居住環境の整備促進・支援
- (4) まちづくり等に必要用地及び建物（これらに関する権利を含む。）の
取得並びに建物の建設及び処分
- (5) 優良賃貸住宅の借上、貸付及び管理運営

- (6) 地域産業及び企業の育成・支援
- (7) 観光事業の支援
- (8) コミュニティ活動の支援
- (9) 自主的市民活動の育成・支援
- (10) まちづくり等の推進機関及びまちづくり等のための基金等への拠出、出
捐及び助成
- (11) まちづくり等に関する施設の管理運営
- (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

[財産の構成]

第5条 法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 財産から生じる収入
 - イ 補助金及び寄附金品
 - ウ 事業に伴う収入
 - エ 賛助会費
 - オ その他の収入

[財産の種別]

第6条 法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

[財産の管理]

第7条 法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 法人の基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は、国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

[基本財産の処分の制限]

第8条 法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

[経費の支弁]

第9条 法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

[事業計画及び収支予算]

第10条 法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決を経て定める。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。ただし、軽微なものはこの限りでない。

[暫定予算]

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て暫定予算を定め、予算成立の日までこれを執行することができる。

2 前項の暫定予算に基づく収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

[事業報告及び決算]

第12条 法人の事業報告及び決算は、理事長が作成し、毎会計年度終了後、2箇月以内に当該年度の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書、

貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

[長期借入金]

第 13 条 法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届出なければならない。

[新たな義務の負担等]

第 14 条 第 8 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

[会計年度]

第 15 条 法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

[役員の種別]

第 16 条 法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 20 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とし、3 人以内で常務理事を置くことができる。

[役員の選任]

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 監事には、法人の職員が含まれてはならない。

[役員の職務]

第18条 理事長は、法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務を決定し執行する。

5 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

[役員の任期]

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

[役員の欠格]

第20条 民法施行法（明治31年法律第11号）第27条に定める者のほか、次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 物品の製造もしくは販売、不動産の売買、又は工事の請負を業とする者であって、主として公社と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときは、その役員もしくはこれに準じる者

(2) 前号に掲げる事業者の団体の役員又はこれに準じる者

2 役員が前項の規定に該当する者となったときは、直ちにその職を失う。

[役員 の 解 任]

第 2 1 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。

(2) 心身の故障のため、その職務を遂行することが困難と認めるとき。

[費 用 弁 償 等]

第 2 2 条 役員には、費用を弁償することができる。

2 前項のほか、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

第 4 章 理 事 会

[構 成]

第 2 3 条 理事会は、理事をもって構成する。

[権 能]

第 2 4 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 諸規程の制定及び改廃

(2) 法人の運営に関する重要な事項

[招 集]

第 2 5 条 理事会は、第 1 8 条第 5 項第 4 号の規定による場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、あらかじめ文書をもって理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

[議 長]

第26条 理事会の議長は、理事長が当たる。

[定足数]

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することはできない。

[議 決]

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[書面表決等]

第29条 理事は、やむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

[議事録]

第30条 理事長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び出席理事の中から選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員会

[設置及び構成等]

第31条 法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じるため、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員15人以上25人以内をもって構成する。

3 評議員は、知識経験を有する者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

4 評議員会に会長及び副会長を置き、その選任は、評議員の互選による。

5 会長は評議員会を代表し、会議を主宰する。

6 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

7 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

[評議員の任期]

第32条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、評議員の任期にこれを準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

[諮問事項]

第33条 評議員は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 基本財産の処分に関すること
- (4) 寄附行為の変更及び解散に関すること
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

[招 集]

第 3 4 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、あらかじめ文書をもって評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、通知しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

[会議の運営]

第 3 5 条 評議員会の議長は、会長が当たる。

2 第 2 7 条から第 3 0 条までの規定は、評議員会の運営にこれを準用する。

この場合、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「理事長」とあるのは「会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

[費用弁償]

第 3 6 条 評議員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 事 務 局

[事務局及び職員]

第 3 7 条 法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事長が理事会の同意を得て別に定める。

第 7 章 賛 助 会 員

[賛助会員]

第 3 8 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

[寄附行為の変更]

第 3 9 条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

[解 散]

第 4 0 条 法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する場合のほか、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務官庁の許可があったときは解散する。

[残余財産の帰属]

第 4 1 条 法人が解散したときの残余財産は区に帰属する。

第 9 章 活動状況等の公開

[活動状況等の公開]

第 4 2 条 法人は、その業務内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を明らかにするものとする。

第 1 0 章 補 則

[委 任]

第 4 3 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は公社の設立許可のあった日から施行する。
- 2 公社の設立当初の役員は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 5 年 3 月 3 1 日までとする。

3 公社の設立当初の評議員は、第31条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第32条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

4 公社の設立初年度、次年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項及び第33条第2項第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

5 公社の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和64年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可のあった日（平成元年4月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成7年7月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成9年12月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成16年9月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可のあった日（平成19年4月1日）から施行する。

設 立 趣 意 書

千代田区は、「活気と安らぎのある調和のとれたまち」の実現を基本目標とした「千代田区基本構想」（昭和53年区議会議決）をもとに、総合的、計画的な諸施策を推進しています。さらに昭和59年3月に、「教育と文化のまち千代田区宣言」が区民の総意をもってなされ、総合的な魅力ある街づくりのよりどころとして位置づけています。

しかし、近年、首都東京の中心地に位置する千代田区を取り巻く状況の変化は著しいものがあります。とりわけ経済、社会のソフト化、国際化、又高度情報化等に伴う都心部における一層の業務地化の進行や、急激な地価の高騰は、区民生活や中小企業の経営基盤へ深刻な影響を及ぼし、都心にふさわしい街づくりに大きな障害となってきています。さらに、引き続く夜間人口の減少は、昼間人口の増加と相俟って地域環境そのものに大幅な変化を招来させるとともに、基礎的自治体としての存立基盤をもゆるがしかねない状況となっています。

このような状況のなかで、千代田区は、これからの街づくりの方向性を示すため、昭和62年10月「街づくり方針」を策定し、区民、企業、行政、の三位一体による具体的な街づくりを積極的に推進しようとしているところであります。しかし、具体的街づくりの推進は、区の未経験の分野も予測され、且つ機動的弾力的対応も必要であり、総合的な都市整備の方策に対する取り組み体制としては区行政だけでは限界があります。また、「街づくり方針」の具現化に向け具体的、積極的に都市整備を推進するためには、地域を構成するすべての人々による街づくりへの総合的な取り組みが極めて重要であります。

そこで、都市機能の維持増進と、住むまち、住めるまちを基本とした都市環境整備を促進させるため、「街づくり方針」の三位一体による街づくりの理念に沿って公共、公益的立場から街づくりを支援し、住民、企業等と一体となっ

て取り組む、区行政を補完する新たな運営組織として、財団法人「千代田区街づくり推進公社」を設立するものであります。

昭和63年10月13日

財団法人 千代田区街づくり推進公社

設立者 東京都千代田区
東京瓦斯株式会社
東京電力株式会社
日本電信電話株式会社
株式会社富士銀行

設立代表者 東京都千代田区

代表者 千代田区長 加藤清政